

等級別福祉制度早見表（令和6年度版）

障害者手帳をお持ちの方などが利用できる制度の一覧表です。

●印・・・該当するもの ○印・・・該当するが、制度利用には等級以外に条件があるもの △印・・・等級的に一部該当するもの

担当窓口： 市役所 ①障がい者支援課障がい福祉担当 ②障がい者支援課支援給付担当 ③福祉課福祉政策担当 ④国保年金課国保年金担当 ⑤税務課諸税係 ⑥税務課市民税担当 ⑦子ども家庭支援課子育て給付係 ⑧高齢者介護課長寿福祉係
 ⑨松本保健福祉事務所 健康づくり支援課 ⑩県 ⑪勤務先 ⑫駅 ⑬警察 ⑭NTT(Tel:0120-104174) ⑮航空カウンター ⑯日本年金機構松本年金事務所 ⑰共済組合 ⑱市社会福祉協議会

安曇野市が窓口となっている制度や事業

身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者手帳			難病等	制度及び事業	内 容	要 件	担当	あらし 該当ペー ジ
1	2	3	4	5	6	A1	A2	B1	B2	1	2	3						
●	●	●	△			●	●	●	●	○	○			福祉医療給付	医療費の自己負担分を助成(精神手帳所持者:通院のみ該当)	身体障害者手帳1～3級(4級は一部)、療育手帳所持者、精神障害者1、2級	③	3
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		税金の控除	所得税・住民税で障害者控除が受けられる	職場での年末調整で行うか、または確定申告時に行う	⑥⑪	14
○	○	△	△	△	△	○	○			○				自動車税(種別割) 軽自動車税(種別割)の減免	自動車税・軽自動車税の減免(等級に制限あり)	本人所有の車に限る。ただし、療育手帳・精神障害者手帳・18歳未満で身体障害者手帳を交付されている人は、同一生計介護者の車や運転でも可	⑤⑩	15
○	○	△	△	△	△	○	○			○				自動車税(環境性能割) 軽自動車税(環境性能割)の減免	自動車税・軽自動車税の減免(等級に制限あり)	本人所有の車に限る。ただし、療育手帳・精神障害者手帳・18歳未満で身体障害者手帳を交付されている人は、同一生計介護者の車や運転でも可	⑩	15
○	○					○	○			○	○			障害者外出支援	タクシー利用券(500円)を年間30枚交付。ただし、年度の途中で申請された場合は、申請月から年度末(3月)までの月割り(月2.5枚で端数は切り上げ)にて交付。 ※利用券は、複数枚使用できますが、差額をつり銭として受取ることはできません。	在宅で身体障害者手帳1、2級、療育手帳A1、A2、精神障害者1、2級自動車税減免、高齢者の外出支援、交通費補助事業との併用不可	①	22
○	○													寝たきり高齢者等通院等支援事業	自宅から医療機関又は福祉施設に送迎をする際、福祉タクシーの利用料金の一部を補助するもの(乗車賃の半額を補助。1か月の補助限度額は5,000円)	寝たきり又は車いす、ストレッチャーを移動手段としている65歳以上の人、もしくは身体障害者手帳1、2級をお持ちの人	⑧	22
○		○	○											腎臓透析利用者通院支援	腎臓透析利用者でタクシーによる通院を必要とする人にタクシー利用券(500円)を月あたり10枚交付する(年間最大120枚)	腎臓機能障がい者(他の外出支援、交通費補助事業との併用不可)	①	22
○		○	○											腎臓透析治療通院交通費助成	腎臓透析利用者で自家用車による通院をされている方の燃料代の一部を助成(ガソリン単価×通院距離の1割×通院回数の2分の1(上限月5,000円))	腎臓機能障がい者で住民税所得割非課税者(他の外出支援、交通費補助事業との併用不可)	①	23
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		NHK放送受信料免除	障がいの内容・世帯の市県民税(住民税)課税状況などにより、放送受信料を全額もしくは半額免除する	全額免除:障がいのいる住民税非課税世帯 半額免除:視・聴覚障がい(全等級)または重度(身体:1、2級、療育:A1、精神:1級)の障がい者が受信契約者で世帯主	①	33
○	○	△	△	△	△	○				○								
△	△					△								家族介護用品購入助成	重度の障がい者を介助している人に介護用品(紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、防水シーツ、清拭剤(清拭用シートを含む。)等)の購入費用の一部を助成する1,000円の購入助成券を月あたり1枚交付(年間最大12枚)	在宅で紙おむつ等を使用している下記の人(3歳以上に限る。) 特別障害者手当が支給されている人、要介護3以上の人 下肢機能1、2級又は体幹機能1～3級の身体障害者手帳(手帳等級1、2級に限る。)又は療育手帳A1の人	①	30
●	●	●	●	●	●	●	●							有料道路通行料金割引	有料道路を通行する際の割引(50%)	身体障がい者本人運転:全級対象 介護者運転:身障1種・療育Aの者で同乗のこと(2種・B1・B2は×)	①	21
○	○	○				○	○	○	○	○	○			重度心身障害者(児)福祉金	市内在住の障がい児・者に対し支給(月額2,000円、4月、10月の年2回に分けて支給)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者及び特別児童扶養手当の受給対象児童	・身体障害者手帳1～3級もしくは療育手帳所持、または特別児童扶養手当の受給対象となっている20歳未満の障がい児 ・精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持する20歳以上の障がい者 ※社会福祉施設入所者及び3カ月超入院の場合は不可	①	11
○	○	○	○	○	○					○				補装具の交付・修理	補装具(車椅子・補聴器等)の購入費・修理費を助成	身体障害者手帳に記載のある障がいに見合った補装具に限る。介護保険の福祉用具貸与が優先。 (補装具によっては医師の意見書等が必要/所得により自己負担あり)	①	6
○	○	△	△	△	△	○	△	△	△	○	△	△	○	日常生活用具給付	障がい者用福祉機器等の購入費を助成	用具により給付条件あり(所得により自己負担あり)	②	7
○	○	○	△	△		○	○	○	○	○	○	△		障害年金	加入していた年金制度から認定を受け、支給される年金	65歳未満で年金未受給者(所得制限あり)	④⑬⑰	9
要件に該当する障がい児を養育している方が対象です。													特別児童扶養手当	一定程度以上の障がい有する児童を在宅で養育している人に支給(1級 月額55,350円 2級 月額36,860円 年3回 4.8.12月支給)	20歳未満の一定程度以上の障がい有する在宅の児童の養育者(所得制限あり)	①	10	
○	○									○				児童扶養手当	児童(18歳未満)を養育している、一定の条件に該当する父・母または養育者に支給	国民年金の障害等級1級程度、身体障害者手帳1～2級程度、または同程度以上と認められる精神障がい	⑦	10
△	△					△				△				障害児福祉手当	一定の条件に該当する障がい児に支給(月額15,690円 年4回 5.8.11.2月支給)	20歳未満で認定された障がい児 ※所得制限あり、施設入所者は不可	①	11
△	△					△				△				特別障害者手当	常時特別の介護を必要とする在宅者に支給(月額28,840円 年4回 5.8.11.2月支給)	20歳以上の在宅重度障がい者(身体障害者手帳1.2級、療育手帳A1、精神障害者手帳1級と同程度の障害を重複して有する人 所得制限あり) ※施設入所者、3カ月以上入院の場合は不可	①	11
													○	特定疾患患者見舞金	特定疾患患者に見舞金を支給(年額12,000円)	申請年度の11月1日において有効な特定疾患医療受給者証(小児含む)・ウイルス肝炎医療費受給者証等を所持し、安曇野市に住所を6カ月以上有している人	①	13
●	●	●				●	●	●	●	●	●	●		入浴料金割引券	市内入浴施設の200円分入浴料金券(12枚)を交付するもの	交付する年の4月1日において市内に住所があり、有効な身体障害者手帳1～3級、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者	①	31
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			「しゃくなげの湯」の家庭風呂(暖らんの湯)のみで使える1枚1,500円の入浴割引券(48枚)を交付するもの	交付する年の4月1日において市内に住所があり、視覚、上肢、下肢、体幹のいずれかの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持し、入浴時に介助者が居ないと入浴できない人		
○	○	○				○	○	○	○	○	○	○		心身障害者扶養共済	障がい児者の扶養者が死亡・重度障がいになった時、障がい児者に支給される年金	加入者が健康な65歳未満であること(1人2口まで)	①	12

身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者手帳			難病等	制度及び事業	内 容	要 件	担当	あまし 該当ペー ジ
1	2	3	4	5	6	A1	A2	B1	B2	1	2	3						
要件に該当する障がい者を介護している方が対象です。													重度心身障害者(児)介護慰労金	重度障がい者を9月1日現在6カ月以上在宅介護する人に支給(年額50,000円)	特別障害者手当等受給資格者を常時介護している人へ補助	①	12	
○	○	○	○	○	○									自立支援医療(更生医療)	身体の障がいの除去・軽減を目的とした医療費を助成(原則1割の自己負担)	医師による認定(住民税額により対象外となる場合あり)	①	3
手帳の有無・等級にかかわらず、該当する障がいのある方がご利用いただけます。													自立支援医療(育成医療)	身体の障がいの除去・軽減を目的とした医療費を助成(原則1割の自己負担)	医師による認定(18歳未満児)。住民税の額により対象外となる場合あり	①	3	
													自立支援医療(精神通院)	精神科通院の際に負担する医療費(薬剤費も適用)の一部を助成。 (原則1割の自己負担が生じるが、安曇野市国保加入者は自己負担分も市で負担)	指定の病院又は診療所に通院し、精神障がいの医療を受ける人	①	3	
○	○	○	○	○	○									自動車改造費助成	手動装置等の一部改造費を助成(上限10万円/所得制限あり)	障がい者自らが所有し運転する自動車が対象	①	24
○	○	○	○	○	○									自動車運転免許取得助成	身体障がい者の自動車運転免許取得費を助成	聴覚又は平衡機能障害(4級以上)、音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害、肢体不自由、前年の所得税額が8万円以下の世帯	①	24
○														盲導犬給付	盲導犬の給付(盲導犬との入所訓練あり)	18歳以上の重度視覚障がい者(飼育経費は個人負担)	②⑩	25
○	○	○												聴導犬給付	日常生活上の音に関する情報不足を介助する犬の給付(聴導犬との入所訓練あり)	18歳以上で3級以上の聴覚障がい者(飼育経費は個人負担)	②⑩	25
○	○													介助犬給付	手足が自由に動かない人の動作の介助をする犬の給付(介助犬との入所訓練あり)	18歳以上で2級以上の肢体不自由者(飼育経費は個人負担)	②⑩	25
○	○	○												身体障害者補助犬飼育費助成	身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)の給付を受けている人に飼育費を助成(年間36,000円を限度に助成)	市内に住所を有し居住している身体障害者補助犬の給付を受けている人	②	26
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		通所通園助成	県内施設への通所・通園にかかった交通費を一部助成(対象とならない施設もあります)	対象施設:児童発達支援または放課後等デイサービスを実施している施設、または県が指定した施設	①	25
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	自立支援給付(障害者総合支援法)	障がい程度や勘案事項をふまえ、個別にサービスを支給(ヘルパー・ショートステイ等)	介護保険対象外の心身障がい児(者)。介護給付利用については、認定調査が必要。また、課税状況等により一部自己負担と実費負担あり。	②	27
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		タイムケア	施設または隣人知人による在宅の障がい児(者)の一時預かり	個人の預け先は原則として直系血族・兄弟姉妹以外の人(上限1人300時間)	①	30
	○	○	○		○									手話通訳者・要約筆記者派遣	聴覚障がい者が必要とする会議・病院等に手話通訳者等を派遣	市内在住の聴覚・音声・言語障がい者	②	32
○	○	○	△	△	△									身体障害者住宅等整備事業	障がい児・者宅の浴室・トイレ・玄関・居室等の整備改善に補助	65歳未満の、1～3級障がい者で所得税8万円以下の世帯。4～6級所持者については独居者又は常時介護する者がいない人(上限63万円自己負担あり)	①	32
●	●	△	△	△	△	●	●			●			○	信州パーキング・パーミット制度	障がい者等用駐車区画を適正に利用してもらうために県内共通の「利用証」を交付	障がいのある人、(受付基準該当者)高齢の人、妊産婦の人など歩行が困難な人	⑩①	23
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	ヘルプマーク	外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人がヘルプマークを着用することで、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするもの	義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人	⑩①	36
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	ヘルプカード	障がいのある人等が災害時や日常生活のなかで困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのもの	障がい等があり、周囲からの援助が必要な人	⑩①	36
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	地域生活支援事業(障害者総合支援法)	自立支援給付とは別に、地域生活を支える様々な事業を地域の实情に応じて実施するもの	市内在住の心身障がい児(者)。事業が多岐に渡るため、希望者は要相談	②	
○	○					○	○							訪問理美容サービス事業	外出することが困難な寝たきりの人などが自宅で快適に過ごせるよう理容師・美容師が自宅へ出張の上、理美容を実施し、利用料金の一部を補助するもの(1回2,000円、年間6回を限度)	65歳以上で要介護3以上、身体障害者手帳1、2級、療育手帳A1、A2のいずれかに認定された人	⑧	37

担当窓口が安曇野市ではない制度や事業

身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者手帳			難病等	制度及び事業	内 容	要 件	窓口	あまし 該当ペー ジ
1	2	3	4	5	6	A1	A2	B1	B2	1	2	3						
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		バス運賃割引	バス運賃50%割引・定期券割引	乗車券販売窓口で障害者手帳を提示(会社により要件の違いあり)		20
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		タクシー運賃割引	タクシー運賃10%割引(一部事業者)	運転者に乗車時に障害者手帳を提示		20
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					JR運賃割引	片道100kmを超える区間の普通乗車券50%割引等(第1種障害者手帳所持者で介護者がいる場合は、100km未満も対象)	乗車券販売窓口で障害者手帳を提示	⑫	20
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		航空運賃割引	国内航空運賃割引(割引率は路線ごとに異なる)	満12歳以上で、身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている人とその介護者1名(詳細は各航空会社へお問い合わせください)	⑮	21
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		デマンド交通「あづみん」利用料減免	デマンド交通「あづみん」(予約制)の乗り合いタクシーに100円(一般300円)で乗車できる	市内に住所を有する中学生以上が対象 事前に利用登録と手帳登録が必要	⑱	23
○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●		NTT無料番号案内	無料で番号案内がされる	身体障害者手帳(肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)1、2級/視覚1～6級/聴覚2、3、4、6級/音声・言語・そしゃく3～4級)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている人	⑭	34
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		駐車禁止適用除外	駐車禁止場所または時間制限駐車区間の駐車禁止規制の対象から除外される	県道路交通法施行規則で該当する程度の障がい者が対象	⑬	24
○	○	○	○			○	○	○		○	○			県営住宅への優先入居	障がい者本人または障がい者が同居する世帯は優先入居や家賃減免が受けられる	入居、減免条件に一定額の制限あり	⑩	33
													△	特定疾患治療研究事業	県で指定された特定疾患の医療費の自己負担分を助成	指定特定疾患に該当する人	⑨	4
													△	小児慢性特定疾病医療費助成	県で指定された特定疾患の医療費の自己負担分を助成	指定の小児慢性特定疾患に該当する人	⑨	5
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		携帯電話基本使用料の割引	各会社の携帯電話の基本使用料、通話料が割引になる	各障害者手帳所持者(詳細は各取扱店へお問い合わせください)	⑭	34
手帳の有無・等級にかかわらず、該当する障がいのある方がご利用いただけます。													障がい者の就業について	就職を容易にし職業の自立を図るため必要な技能の養成開発等の訓練を行う(訓練手当支給あり)	ハローワーク松本 (tel:27-0111)にご相談ください		38	
													障がい者の就業について	職業の選択・将来の進路等の相談・援助や短期課程の職業訓練の実施	松本圏域障がい者就業・生活支援センターしるば松本 (tel:080-4178-6678)にご相談ください		38	